

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）関連文書の概要

松田 忍

Evaluation of Historical Documents Related to the Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations (1)

Shinobu Matsuda

This paper is an interim report on documents related to the “Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations” (*Nihon Hidankyo*), archived by the authorized nonprofit organization, “No More *Hibakusha* Project-Inheriting Memories of the A- and H-Bomb Sufferers.” Established in 2011, this NPO has collected over 6000 historical materials related to the confederation and are currently sorting and analyzing them. The materials include records of several meetings, newsletters, and pamphlets issued by the confederation, and also contains personal letters, notes, and testimonies by many sufferers. The author of this paper has focused mainly on reading several newsletters issued by the confederation, and tracing changes in the organization of the NPO.

Nihon Hidankyo was established in 1956, but in the middle of the 1960s it struggled and suspended activity for a while. Members’ opinions were divided over the movements against the A- and H-bombs. Few documents made before the suspension have survived but a rich collection of newsletters after the resumption of activity is preserved. By analyzing the changes evident in these newsletters, the author has come to believe that the clerical procedures related to handling *Nihon Hidankyo* was reformed and that doing so broadened the appeal of the organization to a wider range of participants in the late 1960s.

Key words: Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations (日本原水爆被害者団体協議会), No More *Hibakusha* Project – Inheriting Memories of the A- and H-Bomb Sufferers (ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会), historical documents (歴史資料)

はじめに

被団協関連文書は二〇一一年二月一〇日に設立された特定非営利活動法人ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会¹（以下、継承する会）が収拾・整理している史料群（以下、本史料群）である。二〇一八年八月二八日時点における、継承する会の受入史料総数は六、二五七点であり、表1に示した通りである。本史料群は日本原水爆被害者団体協議会（以下、日本被団協）の史料群を中心に、各県被爆者運動の中心となって活動した人物などからの寄贈史料から構成されている。

継承する会は被爆者運動関係者の高齢化にともなう関連史料の散逸を防ぎ、歴史史料として次世代に伝えていくことを活動の目的としている。表1にある通り、史料旧蔵者の没年は近年に集中しており、こうした保存活動は戦後史を解明していく上での急務になっているといえよう。

寄贈された史料は史料整理室（港区愛宕）に受け入れ、継承する会の事務局に所属する栗原淑江氏の手によって、史料内容や史料作成時期に応じた仮整理が施されたのち、①クリップ類の除去、②封筒詰め、③もんじょ箱への移し替え、④採録の作業を加えて、さいたま市南区にある資料保管庫へと移動している。²

表1 被団協関連文書に含まれる関係文書（五十音順）

寄贈者	史料点数	寄贈者情報
愛友会	535点	愛知県原水爆被災者の会（愛友会）からの寄贈史料。
楠本熊一	66点	和歌山県原爆被災者の会（会員の高齢化などを理由に2015年6月解散）元会長。広島文理科大学1年次に被爆した。
栗原淑江	1489点	日本被団協事務局元職員。1991年退職。1993年の創刊から2013年の終刊に至るまで『自分史つうしんヒバクシャ』主宰をつとめる。1947年生れ。
小西悟	408点	広島で被爆。1977年頃から日本被団協の国際部門の責任者として国際活動を牽引。1929年生れ、2015年死去。
嶋岡静雄	87点	三重県原爆被災者の会（三友会）元会長。原爆投下後の救援のため暁部隊の一員として広島へ入市し、被爆した。1925年生れ、2011年死去。
杉山秀夫	14点	静岡県原水爆被害者の会元会長。22歳のときに広島で被爆した。1923年生れ、2010年死去。
須藤叔彦	29点	群馬・群友会元会長。学徒動員中の16歳のときに長崎で被爆し、被団協運動の草創期から運動に参加した。2016年死去。
副島まち	41点	兵庫県原爆被害者団体協議会元理事長。1913年生れ、2006年死去。（原稿執筆の際には「まち子」と記名される場合がある。）
田川時彦	56点	東友会（東京都原爆被害者団体協議会）元事務局長、元会長。広島師範学校予科2年のとき、被爆した。1929年生れ、2003年死去。
藤平典	247点	東友会元会長。日本被団協元事務局長、元代表委員。広島高等師範学校在学中に学徒動員先の東洋工業の建物内で被爆し、直後に広島市内で救援活動をおこなった。1928年生れ、2011年死去。
永坂昭	13点	長崎で被爆。被爆教師の会。東友会元事務局次長。1928年生れ、1994年死去。
日本被団協	2236点	日本原水爆被害者団体協議会からの寄贈史料。
原田京子	13点	広島での原爆調査に関わった。
肥田舜太郎	192点	軍医として広島で被爆。被爆者医療・埼玉県被団協（しらさぎ会）再建に尽力。1979年より（社）日本被団協原爆被爆者中央相談所理事長。国際的な核兵器廃絶運動をおこなう。1917年生れ、2017年死去。
兵庫被団協（園辰之助）	612点	園辰之助（兵庫県被団協元理事長）のご遺族から寄贈された兵庫被団協関係文書。園は広島で兵士として駐屯している際に被爆した。2012年死去。
広瀬方人	6点	市民団体「長崎証言の会」元代表。15歳のとき、学徒動員先の長崎にて被爆した。2016年死去。
古谷三千雄	117点	広島で被爆。神奈川県原爆被災者の会平塚支部会長。2012年死去。
増岡敏和	15点	広島市出身の詩人。広島原爆投下時には愛媛県にいた。終戦直後から峠三吉らとともに広島で文化活動、被爆者救援活動を展開し、詩人として平和・反核を訴える。1928年生れ、2010年死去。
横川嘉範	56点	東友会元事務局長・元会長。16歳のとき広島で被爆。1928年生れ、2010年死去。
その他	25点	その他の個人・協力者から継承する会に寄贈された手記・体験記・証言など。
計	6257点	

栗原淑江氏から提示された2018年8月28日時点の情報に基づき作成。

筆者は二〇一三年から昭和女子大学の学生らとともに本史料群の整理作業に協力してきた。また整理作業で得られた知見をもとにして、「被団協文書の概要と若干の考察」(空襲被災者運動研究会公開研究会、二〇一七年九月三〇日)、「被団協関係文書」調査報告 ①『被団協連絡』を読む／『被団協速報』の誕生②(被爆者運動に学び合う学習懇談会、二〇一八年四月一日)と題する報告をおこなった。

本稿ではこれらの報告をベースとして、史料整理状況の中間報告をおこなうとともに、現時点で明らかになっている若干の論点を提示する。

本来ならば、整理事業の完遂を待ち、目録と解題をあわせる形で史料紹介をおこなうべきであろうが、現在も各地からの史料寄贈が続いている状況であり、また日本被団協の現用文書も一定期間が経過後、継承する会に順次移管されており、当面の間、整理作業の完遂は見込めない。史料内容の精査までに至っていない段階ではあるが、史料調査の中間報告をおこなうことは、本史料群の研究利用を促進し、さらなる史料寄贈を呼びかけるためにも有用であろうと考え、本稿を執筆することとした。

1 史料群の特色

史料群全体の状況を概観する。中心となるのは日本被団協関係文書であり、あわせて県被団協関連としては兵庫と愛知からまとまった史料が寄せられている。

たとえば兵庫県被団協関係文書には、一九八〇年代以降を中心に、県被団協定期総会・幹事会・理事会、県内各市・地区の会総会資料、会報、メモなどがまとまって残されており、神戸市、明石、赤穂、芦屋、尼崎、淡路、伊丹、川西・猪名川、宝塚、丹有、西宮、姫路など地域における被爆

者の会の活動を知ることができる貴重な史料群となっている。³

また愛知県の愛友会関係文書には、一九七七年のNGO被爆問題国際シンポジウムに向けて取り組まれた「一般調査」の原票など愛知県内の被爆者運動資料が残されている。⁴

被団協は、被爆者の多様な政治的立場による激しい内部対立がありながらも、被爆者としての統一要求を掲げて活動してきた。そうした意見集約の痕跡は理事会議事録や書簡などに多数とどめられており、また被団協が、被爆者の多様性を踏まえた運動にするためにおこなった調査事業の原票も本史料群には多数残されている。

本史料群は組織に関する史料と個人史料があわさって構成されている点に特色があり、統一要求へと集約されるプロセスを探ることができる点で貴重な史料といえる。また、栗原淑江関係文書に含まれる『自分史つうしんヒバクシャ』関連の多彩な史料など、運動関係者が個人として取り組んだ活動記録や地域で発行されていた新聞なども史料群には多数含まれている。各運動関係者の個人としての思想や活動と、組織としての被団協の要求が相互に関連を持ちながら運動が展開されたことの分析が可能になっていて、そうした史料の残り方自体に、地域団体や個人がゆるやかに結合しつつ展開された被爆者運動の特質が表れているように思われる。

2 史料の残存状況について

次に、本史料群における史料残存状況を年代別にみる。

表2は、日本被団協・日本被団協史編集委員会編著『ふたたび被爆者をつくるな 日本被団協50年史 本巻・別巻』(あけび書房、二〇〇九年)(以下、『50年史』)の本巻にある通史記述における各章の要点である。

表2 『ふたたび被爆者をつくるな 日本被団協 50 年史』 各章における要点

<p><u>I 原爆地獄 1945 年 8 月 (省略)</u></p>
<p><u>II 日本被団協前史 1945 年～1956 年 7 月</u> 医療の問題としての被爆問題／戦時災害保護法の打ち切り／峠三吉らの詩作活動／広島市原爆傷害治療対策協議会結成 (1953 年)／長崎市原爆障害者治療対策協議会 (1953 年)／原爆被害者の会 (1952 年)＝広島・長崎の統一組織のイメージ／ビキニ被災／第 1 回原水爆禁止世界大会</p>
<p><u>III 日本被団協の結成 1956 年 8 月～1970 年</u> 日本原水爆被害者団体協議会の結成 (1956 年 8 月 10 日)／原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (原爆医療法) (1957 年)＝国による被爆者対策のはじまり／日本被団協「国家補償の内容をふくむ被爆者援護法制定」「原水爆禁止」をかかげつつ、要求の重点は「医療」／部分的核実験停止条約をめぐる原水爆禁止運動が分裂 (1963 年)／日本被団協代表理事会、約 1 年間機能停止 (1964 年)／「原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求」(『つるパンフ』) (1966 年)／森瀧市郎理事長の退任時に、理事長・副理事長制を代表委員・事務局長制に改める (1970 年)</p>
<p><u>IV 「要求骨子」をかかげて 1971 年～1976 年</u> 1970 年原爆 25 周年を境に原爆被害を風化させる動き／原水爆禁止運動の分裂によって困難におちいっていた日本被団協が組織体制と要求を整え、前進に転じた時期／被爆者の要求を被爆者自身が整理し、政府・国会・政党に要求することを重視／「原爆被害者援護法案のための要求骨子」(1973 年)／社会、共産、公明、民社の四党共同提案「被爆者等援護法案」が衆院提出 (1974 年)／原水爆禁止運動の統一をめざす懇談会 (七者懇) (1975 年)</p>
<p><u>V 七七国際シンポから「基本要求」へ 1977 年～1984 年</u> NATO が核ミサイル・巡航ミサイルのヨーロッパ配備を決めたことに対して世界的な反核デモ／「ノーモア・ヒロシマ」／国連 NGO 被爆問題国際シンポジウムの日本開催 (1977 年)／原水爆禁止世界大会 14 年ぶりに統一開催 (1977 年)／厚生大臣の私的諮問機関、原爆被爆者対策基本問題懇談会 (基本懇) 答申「戦争被害は全ての国民がひとしく受忍すべき」(1980 年)／第 2 回国連軍縮特別総会 (SSD II) で山口仙二が演説 (1982 年)／「原爆被害者の基本要求」制定 (1984 年)</p>
<p><u>VI 「基本要求」をかかげて 1985 年～1989 年</u> 「原爆被害者の基本要求」をかかげ、「戦争犠牲は受忍すべきだ」とした基本懇答申の「受忍」論を輿論と運動でくつがえすことに全力をあげた／原爆被害者調査。1 万 3000 人が協力 (1985-86 年)／厚生省による初めての死没者調査／国家補償の被爆者援護法案が可決。衆院で会期切れ (1989 年)</p>
<p><u>VII 被爆四五周年運動と「援護に関する法律」1990 年～2000 年 (省略)</u></p>
<p><u>VIII ふたたび被爆者をつくるな 2001 年～2006 年 (省略)</u></p>

まず『50年史』のⅡの時期、すなわち日本被団協設立以前の史料は、本史料群にはまとまった形ではほとんど含まれていない。副島まち関係文書、藤平典関係文書に手帳数点が存在するのに加え、広瀬方人関係文書⁵の中に、一九五五年から一九五六年に刊行された原爆乙女の会『原爆だより』を見ることが出来る程度である。

つづく『50年史』のⅢに対応する時期についても史料の残存状況は良くない。Ⅲの時期の日本被団協は、原水爆禁止運動の分裂に伴う混乱により、二度の事務所移転を経験している。一九五六年の結成当初は、日本被団協の東京事務所は原水爆禁止日本協議会（日本原水協）内に設置されていたが⁶、原水禁運動の分裂を受けて、日本原水協からの脱退問題が生じ、一九六四年六月一日に事務局を広島県被団協内に移転することを余儀なくされた⁷。さらに約一年間、理事会が機能停止状態に陥ったのち、運動は建て直され、一九七〇年頃、再び東京に事務局が移転されている。

東京へ事務局が復帰した正確な年月日は『50年史』にも明示されておらず、以下のように記載されているのみである。

六九年八月第一三回総会で、和田陽一事務局員が退職した。事務局は担当代表理事伊東一人となった。伊東が東友会事務局長を兼任していたこともあり、日本被団協の東京事務所は東友会に同居し、東友会事務局員の尾島愛子に手伝わってもらい切り抜けていった。……七〇年六月には空白だった事務局員に伊藤直子が就任した。正式の事務所も電話もなく、東友会に間借りしての、いわば「ゼロからの出発」であった。事務局は大変であったが、東友会の援助も受け、伊藤は困難にめげず日本被団協の事務に取り組んだ⁸。

この記述を参考にすると、一九六九年八月から一九七〇年六月までの時期に、

事務局機能が東京へと移されたものと思われる。そして史料上でも一九七〇年八月三十一日の段階で事務所が東京におかれていたことが確認できる⁹。

東京再移転以前の日本被団協文書については史料残存状況は悪い。被団協総会関連の資料や、『被団協連絡』『被団協速報』といった基本刊行物についても移転以前のもは抜けが存在する。こうした基本刊行物については、継承する会の呼びかけによって、個人文書からの補充が進められつつあるが、今なお『被団協連絡』一号の存在が確認できていないなど問題点も多い。この時期の被団協運動を分析する際には、日本被団協関係文書と杉山、副島、増岡、原田、藤平などの各関係文書に含まれる日本被団協関連の史料とをつきあわせることが必要となるだろう。

一方で、東京移転以降の時期に関する史料残存状況は比較的良好である。たとえば日本被団協発文書などをまとめた事務ファイル¹⁰は、一九七〇年二月二三日から一九七八年三月二四日に至るまで、抜けがなく綴じ込まれているものと思われる。また各地方からの連絡書類についても一九七〇年からファイリングされはじめており¹¹、この頃から事務体制が強化されていたとの『50年史』の記述を裏付けている。

『50年史』Ⅳ以降の時期については、日本被団協の史料残存状況は良好であり、『50年史』の各項に対応した史料が残されていて、現時点で大きな抜けは確認できない。以下、史料の大きな山について触れる。

第一に被爆者運動の理念に関する史料が存在し、「原爆援護法案のための要求骨子」（一九七三年）、原爆被爆者対策基本問題懇談会意見（一九八〇年）および被団協としての対応、「原爆被害者の基本要請」（一九八四年）などが内部文書を含めて残されている。

第二に各時期の「行動」¹³に関する史料については、計画段階の史料から

訪問先リストまで残されており、当日の参加メンバーに配付されたとみられる「被団協速報」(B)(後述)をあわせると、運動の全体像を相当程度復元可能である。

第三に被爆者運動の国際的な広がりについても理解できる。国連軍縮特別総会(SSD)Ⅱ(一九八二年)、Ⅲ(一九八八年)に関連する史料や、「あの日の証言」英訳運動、核不拡散条約に対する被爆者からのメッセージに関連する史料などが存在する。

最後に、日本被団協の運動理念や活動の基盤となった各種調査事業関連史料も極めて豊富に残されており、一九七七年に開催された被爆者問題国際シンポジウムの際の原爆被害者実態調査、一九八三年から取り組まれた被爆者要求調査、被爆四〇年調査(一九八五年)、被爆五〇年調査(一九九五年)など多くの調査について調査原票までさかのぼってみる事ができる。

3 日本被団協の基本刊行物について

前項ではテーマ別、時期別に史料群の検討をしたが、そうした史料群を分析する際に有用なのが、本史料群の中核をなす日本被団協が発行した刊行物であろう。『50年史』には「被団協連絡」「被団協速報」「被団協ニュース」「被団協ニュース資料」「事務局連絡」が随時発刊されていたと記載されているが、それぞれの刊行物の発行時期や果たした役割については明らかにはされていない。

そこで本節では本史料群に含まれる日本被団協刊行物の刊行年に注目しながら、各刊行物の役割および継承関係について分析する。

①「被団協連絡」(リーフレット形式)

日本被団協の刊行物として最も早く発行されたのが「被団協連絡」であった。先述の通り一号の存在は未だ確認されておらず、途中若干の抜けが存在するが、二号(一九五七年二月一七日)から八二号(一九七三年二月一日)までが本史料群に残されている。「被団協連絡」は、総会、代表委員会、常任理事会における決定事項を伝えるメディアであり、毎年一〜三号ずつ刊行されていた。また当初は各県被団協に五部ずつ送付されていた。

しかし一九五九年から一九六三年までに限ってはほぼ月刊ペースで刊行されており、内容面でも定期的な決定連絡にとどまらず、ニュース記事や論説も掲載されている。しかし日本被団協が分裂危機を迎えた一九六四年からは刊行ペースが落ちこみ、総会決定と各年度の運動方針のみを伝える事実上の総会決定集へと誌面の変化を遂げる。「被団協連絡」の刊行が一九七三年に終わったあと、翌一九七四年からは『総会決定集』(冊子体)の刊行がはじまっており、「被団協連絡」の役割は『総会決定集』に継承されたものとみられる。

②「被団協速報」(A)(リーフレット形式)

本史料群に含まれる「被団協速報」は二種類存在する。同じタイトルではあるが、刊行物として果たしていた役割は全く異なっているため、「被団協速報」(A)、「被団協速報」(B)として区別する。

「被団協速報」(A)は一号(一九六六年一月一五日)から五五号(一九七三年六月二〇日)まで本史料群に存在する。¹⁵「被団協速報」(A)は、「被団協連絡」が各県被団協や地域の活動にいきわたっていないとの反省から刊行されはじめた。一九六〇年代後半以降の運動再建の際の中核をなす刊

行物であった。

③ 『被団協ニュース』（リーフレット形式）・『被団協ニュース資料』（冊子体）

「被団協速報」（A）の後継として、速報記事を組織内で共有するために発行されたのが、「被団協ニュース」とみられる。一号（一九七三年九月一〇月頃）から一四号（一九七九年一月一日）まで本史料群内に存在している。

また「被団協ニュース」に付随して、国会対策をおこなうにあたって必要な資料を随時刊行したのが『被団協ニュース資料』である。一号（一九七三年一〇月三日）から一四号（一九七六年二月一〇日）まで本史料群に存在する。¹⁶『被団協ニュース資料』では被爆者問題対策に対する各政党の意見や国会の審議経過など各種データがまとめられている。

④ 「被団協速報」（B）（リーフレット形式）

ニュース速報機能を「被団協ニュース」に引き継いだタイミングで、「被団協速報」（A）は終刊となり、「被団協速報」は新たな媒体（Bとする）として生まれ変わっている。「被団協速報」（B）は、被団協が、中央行動で国会や政党、厚生省などに対する行動をおこなう際に、刻一刻とかわる状況を運動者間で共有するために随時発行された。前日の運動の成果と当日の運動の目標を、運動員間で共有するために毎日作成された「被団協速報」（B）は極めて速報性の高い媒体であり、中央行動の実態を生々しく伝える。

⑤ 『被団協』（タブロイド判）

『被団協』は一九七六年五月三十一日に創刊された日本被団協の機関紙で

あり、現在まで続く。日本被団協の一九七五年度活動報告では、「今年の活動の重要な成果は、日本被団協の機関誌『被団協』を創刊したこと」とされ、被爆者運動の定着を指し示している。創刊号の発行部数は一万部であり、情宣部長の田川時彦が中心となって編集された。¹⁷

当初は「被団協ニュース」と平行して刊行されていたが、六号（一九七九年六月）からは発行日を六日として毎月定期刊行されるようになるに伴い、「被団協ニュース」は終刊している。¹⁸たとえば群馬県原爆被災者の会では、読者拡大を狙って、県内在住の全被爆者三〇〇人に対して一年間無料発送を試みるなどの取り組みもあり、定期刊行化を契機とした積極的な購読促進活動がおこなわれた。

⑥ 「事務局連絡」（リーフレット形式）

会費の納入依頼や署名の集約方法の伝達などの事務的な連絡を担っているのが「事務局連絡」である。一九七三年二月二十八日から発行がはじまり、二〇一八年現在も発行されている。

各刊行物の継承イメージを図1に示した。「被団協速報」（A）の刊行がはじまった一九六六年、「被団協ニュース」、「被団協速報」（B）、「事務局連絡」が作成されはじめた一九七三年、『被団協』定期刊行が実現した一九七九年に大きな節目があるとみて良いだろう。

刊行物の整備は運動の変質と大きく連動していた。本稿では一九六六年の節目について考える。

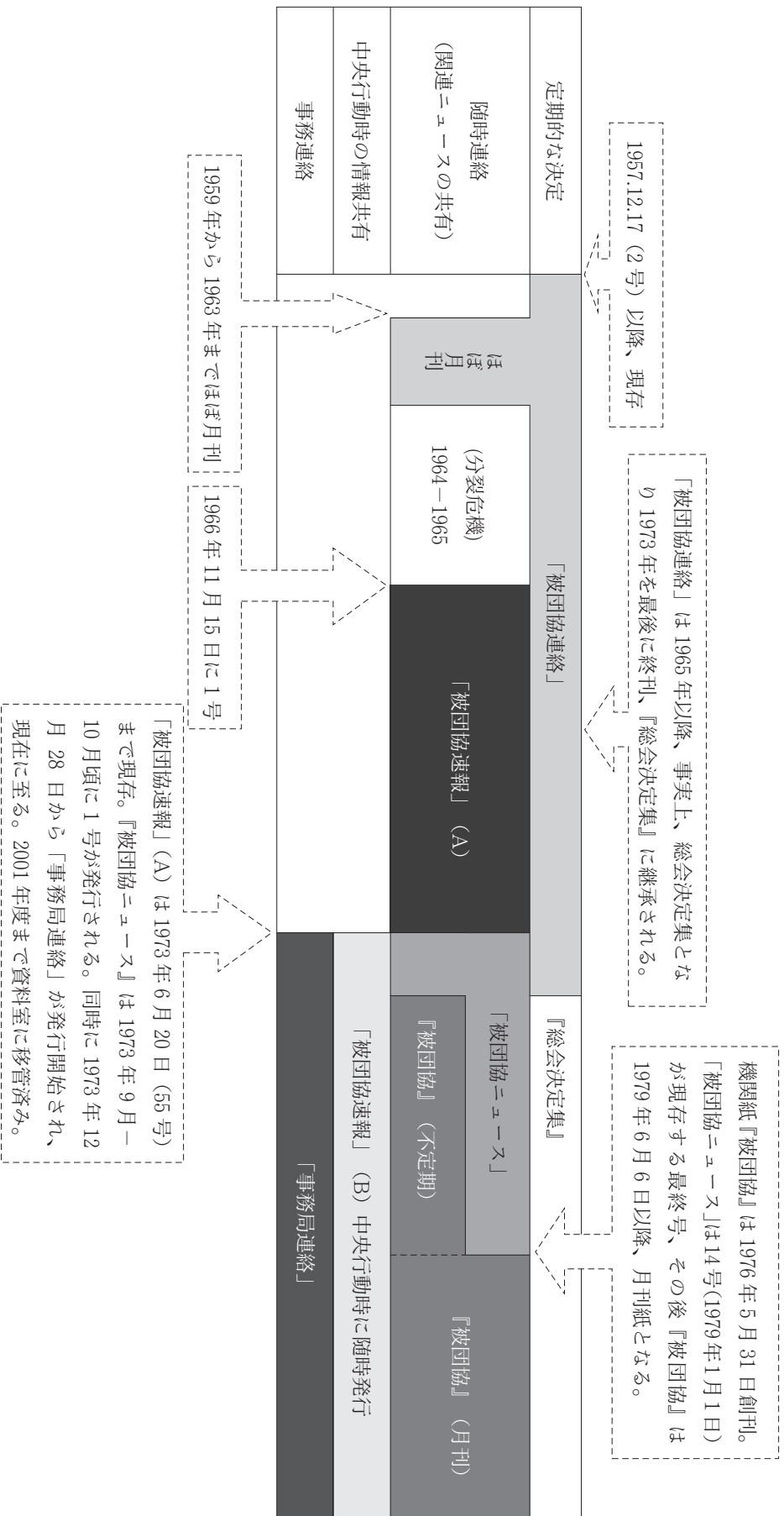


図 1 日本被団協基本刊行物の継承関係

4 「被団協速報」(A) の発刊について

一九六〇年前後、ほぼ月刊で発行されていた時期の「被団協連絡」の特徴は、「討論のひろば」が設けられていたことである。表3には「討論のひろば」に掲載された記事を挙げた。

「討論のひろば」の議論を抜粋して紹介する。

たとえば伊東壮²⁰は「被爆者救援は現在の原水禁運動の中でどんな位置を占めるか」という点が極めて曖昧」であり「上部原水協でもこの問題を真剣に討議した事例は極めて稀」であるがゆえに、「日常活動の問題、下部とのつながりの問題、国民運動としての原水禁運動の問題」として原水禁運動の欠陥となっていると指摘している²¹。

また一九六〇年の誌上で展開された久保仲子(愛媛県原爆被害者の会会長)と副島まち(兵庫県原爆被害者の会会長)との論争では、原水協を脱退して、兵庫において被爆者救援活動に注力する副島に対し、運動としての「汚点」を残したとして、久保が厳しく批判しているのに対して、副島は「私達は原爆を落した国や政府を憎まず左右両陣営に利用されず、被爆者に来る範囲で運動を続けて行きたかったです」と反論している²²。

その後、日本被団協は原水禁運動の分裂に伴う運動の停滞期に入る。そして理事会機能が回復したのち、一九六六年に発表されたのが、『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』(折り鶴の絵が表紙にあり、被団協関係者の間では『つるパンフ』と呼ばれている。以下、『つるパンフ』であった(表4参照)。

一九六六年七月に開催された第三三回代表理事会で日本被団協内に専門委員会を設置することが決定され、小川政亮(日本社会事業大学・法学)、

表3 「討論のひろば」(「被団協連絡」)に掲載された各記事

号数	刊行日	著者(肩書き)	論 題
17	1959年11月15日	伊東壮(多摩原水連被対部多摩被団連準備会)	資料 被爆者の実体と今後の方針
24	1960年4月10日	山口清(東京被団協事務局長)	救援運動の前進のために 我々が常にぶつかるいくつかの問題について
25	1960年5月10日	伊東壮(東京被団協事務局次長)	「被爆者の意識の前進」についての試論
26	1960年6月1日	及川儀右エ門(東京被団協代表理事)	アホラシイ国会
26	1960年6月1日	久保仲子(愛媛県原爆被害者の会会長)	— 私たちは戦争と戦後政治の被害者ではないのか— 政治にかかわるといふこと
27	1960年7月1日	副島まち子(兵庫県原爆被害者の会会長)	私達は汚点を残したのでしょうか
27	1960年7月1日	久保仲子(愛媛県原爆被害者の会会長)	副島さんへのお答え
32	1960年12月1日	福井満夫(京都府原爆被災者の会)	被団協と原水協
34	1961年2月1日	小島利一(東京被団協事務局長)、市村志郎(日本被団協事務局員)	財政活動とはなにか
36	1961年4月1日	市村志郎(日本被団協事務局員)	無数の問いかけを自らに課すこと — 研究活動・体験記の運動を盛んにするために—
46	1962年2月1日	久保仲子(愛媛県原爆被害者の会会長)	援護法獲得のために
52	1962年9月1日	杉山秀夫(静岡被団協)	日本被団協総会に参加して
52	1962年9月1日	小島利一(東友会)	被団協総会と今後の課題
54	1962年11月1日	新開進(大阪府原爆被害の会)	日本被団協の発展のために

備考: 「被団協連絡」各号より作成。No. 18、No. 19、No. 33 は未確認

表4 被団協運動の要求および被爆者関連法案に関する略年表

1945年 8月	広島・長崎で原子爆弾投下
1956年 8月	第2回原水爆禁止世界大会会期中に日本被団協結成
1957年 4月	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」(原爆医療法)施行
1963年 12月	原爆裁判(1955年4月提訴)に対する東京地裁判決 原爆投下は国際法違反。個別の損害賠償請求は棄却したが、被害者に対する国の対策充実を要望
1964年	日本被団協代表理事会、約1年間機能停止
1966年 10月	第23回代表理事会(神戸)において、日本被団協『原爆被害の特質と「被爆者援護法」の要求』(通称『つるパンフ』)発表
1968年 9月	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」施行
1971年 9月	第15回定期総会「私たち原爆被害者の要求」を決議
1973年 4月	日本被団協「原爆被害者援護法案のための要求骨子」発表
1980年 12月	基本懇「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」の意見書を園田直厚生大臣に提出
1984年 11月	「原爆被害者の基本要請」制定
1995年 7月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(被爆者援護法)施行
2001年 6月	「二一世紀被爆者宣言」を日本被団協総会で採択

庄野直美(広島女学院大学・物理学)、山手茂(東京女子大学・社会学)、伊東壮(山梨大学・経済学)が専門委員に就任した²³。そして彼ら社会科学者に協力を要請し、被爆者運動として共有できる理念に基づいた『つるパンフ』が作成された。

『つるパンフ』では、第一に原爆被害は特殊性をもつものであり、①人体障害は爆風、熱線、放射能の複合的障害であること、②原爆は労働能力の減退、家族崩壊、家族・財産・職業労働の場の喪失から「原爆症と貧困の悪循環」をひきおこすことを示し、第二に、被爆に対して、日本国家は、戦争を開始して原爆投下を招いた結果責任、戦後被爆者を放置してきた責任があり、国家補償が必要なことを訴えている²⁴。『つるパンフ』は第二四回代表理事会席上で伊東から説明され、運動方針として採択することが全会一致で決定され、一九六六年一月一日に日本被団協から発表された²⁵。『つるパンフ』には原水爆被害者の援護を要求する一三項目が要求事項として掲げられ、具体的な運動方針から原水禁の訴えが姿を消している。このことは、日本被団協が核兵器の問題に関する訴えを取り下げたことを意味しているわけではなく、そのことは『つるパンフ』の前文に「世界に再び被爆者をつくり出すな。被害者援護法を制定せよ。政府は、被害者に補償し、その生活と医療を完全に保障せよ。」の叫び声をあげつづけると記されていることにもあらわれている。

しかし原水禁といった具体的な政治目標ではなく、幅広い合意がえられる「再び被爆者をつくり出すな」との文言での主張になっていること自体が、一九六〇年代の原水禁運動の分裂を経過した日本被団協の立場を如実に示しているように思われる。なぜならば「再び被爆者をつくり出すな」は一見強い主張のようにみえるが、原水禁運動に対する是非の立場を問わ

ず、被爆者たちを運動に巻き込みうるチームだからである。

そして刊行物上においても「討論のひろば」のような形で、原水禁運動と被爆者運動が「車の両輪」であるか否かを直接問うことは難しくなった。原水禁運動と被爆者運動を「車の両輪」として考える被爆者がその後も多くいたことは事実であるが、原水協から離脱して原水禁運動との距離をおく日本被団協としての決意が『つるパンフ』にみられると、いいのではないか。被爆者の援護と国家の責任追究の点でのみ被爆者運動は一致することが可能だったということになる。

「原爆症と貧困の悪循環をたち切るには、国家が責任を認めて原爆被害を補償し、被害者の医療と生活に対して完全に保障することが必要」とする『つるパンフ』が作成されたことは、運動再建にあたって、原水爆禁止運動からの被爆者運動の自立をはかる契機となったと推定される。『つるパンフ』以降、「被団協連絡」誌上は「被爆者援護法」制定をめざす行動を訴える記事が中心となる。

また『つるパンフ』の要求発表後に刊行された「被団協速報」(A)についても、初期の巻頭には「援護法の早期実現を厚生大臣に陳情」²⁸、「新年おめでとうございませす。すべての力を結集して援護法を実現させませよう」²⁹、「援護法について各党の回答をそろろう」³⁰といった記事が並んでいる。すなわち専門委員会を設置し、原水禁運動との関係を整理したうえで、運動の目標を被爆者援護法に絞り込んで、刊行されたのが「被団協速報」(A)であったといえよう。また内容面においても、冊子体をとらない簡易な体裁の「被団協速報」(A)は、座り込みやデモ、各政党や厚生省への要請といった「行動」を支援するための刊行物となっており、一九六〇年代後半以降の被爆者運動が新たな段階に入ったことを感じさせる。

そうした運動の変化を如実に感じさせる記述として、「被団協速報」(A)二号に伊東壮が記した「みんなの対政府交渉へ」を史料1として付載する。かつての運動が「日本被団協の何人かの幹部が自分たちだけでおこす行動」だったとするならば、各地域組織に動員をかけておこなう「行動」は「被団協の従来の体質を根本的に変更する問題を含んでいる」と緊張感をもって伊東は指摘している。

そして『つるパンフ』に示された運動理念と目標をそのまま実行するだけではなく、みんなが自分で「自分の要求を出すことによって運動に手を染めることになり、その時点から、援護法要求運動はその人との連り合いをもち始める」のだと指摘している。被爆者の要求を聞きながら、「行動」を実現する運動スタイルのはじまりを「被団協速報」(A)の発刊が示しているといえるだろう。

おわりに

本稿では被団協関連文書の概要を伝えるとともに、一九六〇年代後半の被爆者運動の自立について、刊行物の発刊に着目して若干の考察を加えた。原爆問題や被爆者問題に取り組む研究者は多いが、被団協運動を歴史学として分析した研究は数少ない。後続の研究の礎となる情報を今後も提供していきたい。膨大な史料群を前に、本格的な分析は緒にいたばかりである。チームを組んで史料群と向き合うため、二〇一八年度からは昭和女子大学の学生たちとともに「戦後史史料を後世に伝えるプロジェクト」被団協関連文書」を立ち上げた。毎年の展示報告を重ねた上で、完成年度の二〇二一年度には昭和女子大学光葉博物館での特別展にて、研究成果を発表する予定である。

なお本稿執筆にあたっては、継承する会の栗原淑江氏より多くのご助言とご協力を賜った。ここに記し、感謝の意を伝えたい。

注

- 1 『ノーモア・ヒバクシャ通信』一号（二〇二二年一月二日）一頁。その後二〇一八年四月には認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）として東京都より認可を受ける。
- 2 なお二〇一五年八月からは原爆関連の書籍・冊子類の收拾も本格的に開始され、濱谷正晴氏を中心に整理されている（『ノーモア・ヒバクシャ通信』二五号（二〇一五年一〇月二八日）一一―一二頁）。
- 3 『ノーモア・ヒバクシャ通信』二二号（二〇一五年二月二八日）三頁。
- 4 『ノーモア・ヒバクシャ通信』三二号（二〇一六年一〇月三二日）五一―五六頁。
- 5 鎌田定夫から広瀬へと引き継がれた史料群のコピーが含まれる。
- 6 『50年史』本巻、九〇頁。
- 7 『50年史』別巻、年表。
- 8 『50年史』本巻、一一六頁。
- 9 「規約改正の趣旨」第一条（「被団協関係一」二二―二三）。
- 10 背表紙に「被団協関係二」「被団協」などと記載されたファイルが一七冊存在し、目録には「被団協関係」①②と記載した。
- 11 「東友会」（三二―三三）、「地方よりの連絡 関東ブロック」（三二―三五）、「地方よりの連絡 東北北陸ブロック」（三二―三七）、「地方よりの連絡 近畿ブロック」（三二―三九）など。
- 12 一九七九年六月八日、第一次大平正芳内閣の橋本竜太郎厚生大臣の私的諮問機関として発足（『50年史』本巻、一七三頁）。
- 13 被団協では、国会や厚生省などに対する集団的な要求活動を「行動」と呼んでいる。
- 14 『50年史』本巻、一四八頁。

- 15 ただし、九、一九、二二、二三、二六、二七、三〇、四一、四七、五〇、五一の各号の存在は確認されていない。
- 16 ただし一〇号は確認されていない。
- 17 『50年史』本巻、一四八頁。
- 18 『被団協』定期刊行開始時には、被爆体験をもつジャーナリストであった吉田一人が編集のために招かれ、体制が整えられた（吉田氏への聞き取りによる）。
- 19 『50年史』本巻、一七二頁。
- 20 この時点での伊東壮の肩書きは、多摩原水連被対部多摩被団連準備会となっている。伊東は、のちに被爆者運動においては東友会の事務局長、会長をつとめ、学界においては山梨大学学長となる人物である。
- 21 「被団協連絡」一七号（一九五九年一月二五日）。
- 22 「被団協連絡」二六号（一九六〇年六月一日）および二七号（一九六〇年七月一日）。
- 23 『50年史』本巻、一一〇頁。
- 24 『50年史』本巻、一一〇頁。
- 25 『50年史』本巻、一一一頁。
- 26 『つるパンフ』には「被爆者が全国にちらばって生きていることは、国民の誰にも「核戦争をおこしてはいけない」という誓いを抱かせています」ともある。これもまた「核戦争をおこさない」という人類的な悲願の表明にとどまり、その具体的方法について踏み込んで記述していない点が重要であろう。
- 27 「被団協関係文書」には被団協が実施した各種の被爆者アンケートの原票も多数含まれている。原票をみると、被爆者の核兵器に対する思いは多種多様であって、一枚岩ではありえないことがよく理解できる。アンケート分析も今後進めていきたい。
- 28 「被団協速報」(A) 一号、一九六六年一月一五日。
- 29 「被団協速報」(A) 二号、一九六七年一月一日。
- 30 「被団協速報」(A) 三号、一九六七年一月三日。

みんなの対政府交渉へ

東友会事務局長 伊東 壮

一 幹部交渉から一人一人の行動へ

十一月の国会や政府に対して陳情・請願行動をおこすことは代表理事会の決定事項であり、東京、関東を中心とする準備委員会は、行動の日程・準備のすべてを委任された。しかし、国会解散の中央情勢は一〇月初旬の段階においてもはや避けられないと考えられたために大行動の日程は来春に延期された。

この延期は、実は単なる国会・内閣改造という相手方の動きによることではなかった。相手方の動きだけに行動をおこすことの契機がかかっているとすれば、それは内閣改造前も改造後も国会解散前も解散後もあらゆる機会を捕捉して大行動をくむ方がよいのである。しかし、2回も5回も行動をくむということにしたら、私たちの主体的条件はどうしたものであろうか。何回でもやれるだけの力を備えているのであろうか。

東京はこの大行動に三〇〇名の動員を予定されている。五〇〇〇名もいる東友会の人々の中で三〇〇名位の動員はわけはないと思われるかも知れない。五〇〇〇名もの多人数をかかえながら、とにかく各区、各市町村に被爆者の地域組織をもち、たえず、「東友」や「健診のしおり」を通じて企画に働きかけを行って来た例は、全国でも珍らしいし、全国の被爆者組織のなかではそうしたいみでは先づ上位に位するだろうと「中国新聞」を始め内外ともに自負しているのである。ところが、各地区の代表者からなる東友会理事会では、この三〇〇名の動員は大変な論議をよびおこしてしまった。「座り込みを含むこうした行動に被爆者を動員するには、時間をかけた討論を通じ行動への理解を深めなければ不可能である。」「都内と雖も交通費がかかる。一人三〇〇円としても、一日九万円、四回もつづければ、三六万円の費用がかかる。その費用はどのようにして捻出するのか」発言する各地区の代表者の頭には、一地域当り一〇名の割りになるこの動員数に、具体的に「誰々さん」の顔が去来したことであろう。その人をこの動員につれ出すためのいろいろな方策がこうした発言をさせたのであろう。

私たち東友会の執行部には、この大動員は被団協の従来の体質を根本的に変更する問題を含んでいることを感じとった。すなわち、日本被団協の何人かの幹部が自分たちだけでおこす行動とは全く異なる何かがあるということである。正直いって、何人かの有志が座り込んだり交渉したりして苦勞しながら絶対多数の被爆者は、「好きな連中が又やっている」と思ったり、中には幹部が何をやっているのか全然知らないということが長くつづいてはいなかったであろうか。これでは、与論をおこすところの騒ぎではないのである。

私たちは、勇敢であることは自分一人が勇しいことをすることでないことは十分知っておく必要がある。大切なのは、今や全国三〇万の被爆者が、行動のために上京しようがしまいが事のなりゆきを片唾をのんで見守るなかで、この大行動が組織されることである。(中略)

二、三月のための東京の行動

a 一人一人の要求を書いて集めよう。

私たちは大行動に掲げられた目標が、現時点において考えられる最高の援護法であることを信じている。ところで、ある東京の地域の代表者からこんな注文があった。「なるほどツルのパンフレットの内容はよくまとまっているだろう。だけど、問題はそれが最も下部の一人一人の被爆者とどのように血がつながって通い合っているかが問題だ。どんなつまらない悩みや苦しみでも一人一人が自分でそれを書いてもち寄ることから仕事は始まるのだ。」

率直に言って、私も専門委員の一人としてツルのパンフの執筆・編集に加った以上、援護法は今回始めて体系をもってうち出しえたと考えている。だが、それがどんなに立派であろうともみんなの運動のなかでもつみみは自ずと違ってくる。みんなは自分では自分の要求を出すことによって運動に手を染めることになり、その時点から、援護法要求運動はその人との連り合いをもち始める。(中略)

b つるのパンフの学習をしよう。

一人一人の要求が集って大河をつくるとき、その大河がどこへ流れていくかについて一人一人はよく考えてみるのが大切である。「漢法医学の施療が受けない」という要求は、一体何故実現されないのか、それは現在の社会医療体系のなかでどんないみをもっているからか。それをつき破るにはどうしたらいいのか。一つ一つの素朴な要求は複雑な政治のしくみのなかでそれぞれびっくりするような深いいみをもち、そして他の関連する問題への拡がりをもっているのである。素朴な要求はそれ自身として意味があるが、その前に立ちはだかる壁をつきやぶるためには一応一人一人によって整理され誰の前でも理屈が通ったものと認められるように鍛えられなくてはならない。(後略)

『被団協速報』第2号(1967年1月1日)